

## 随意契約理由書

件名	気象情報提供業務契約について
契約の相手方	株式会社ウェザーニューズ
根拠法令	地方自治法施行令167条の2第1項2号に該当
<b>随意契約の理由</b> <p>航空気象情報については、航空法施行規則第164条の14にあるとおり、「機長の出発前の確認事項」として定められており、当該確認ができなければ出発できないことになっている。</p> <p>また、悪天候が原因と推察される事故も近年多発しており、リアルタイムの気象情報を取得することは航空隊の業務上、非常に重要であり必要不可欠な部分である。</p> <p>当該会社は、気象庁等の情報源では対応できないような山岳地その他における気象情報として、ライブカメラが充実しており、(兵庫県内13カ所、全国150カ所)このライブカメラについては河川や道路を映すものではなく山の稜線が分かり易くリアルタイム情報を一目瞭然で確認でき、航空気象に特化したものとなっている。大規模災害時における応援・受援に伴う長距離飛行時においても、全国的なエリアで迅速な気象情報を入手可能となっている。</p> <p>その他にもレーダーエコー情報、地上風および降水域の予想等、様々なコンテンツも充実しており、迅速かつ的確に信頼性の高い気象情報を入手可能である。</p> <p>以上のように、航空気象に特化した気象情報の提供を行う会社は他にはなく国内唯一であるため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 ( 問合せ先 )	消防局警防部航空機動隊 航空係 (電話番号 303-1192)